

三次市農業委員会の農地利用最適化推進委員 (推 進 委 員) 募 集 の ご 案 内

農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」といいます。）の任期満了に伴い、農地利用最適化推進委員を募集。

三次市農業委員会では、農業委員と連携して担当地区ごとに活動する推進委員を募集します。

1 推進委員の募集人数，任期等

- (1) 募集人数
29人（農業委員会が定めた地区ごとに募集）
- (2) 募集地区
別表のとおり
- (3) 任期
農業委員会が委嘱する日（令和8年4月1日～令和11年3月31日の3年間）
- (4) 身分
三次市の特別職の非常勤職員
- (5) 報酬
基本給 月額 32,100円
能率給 予算の範囲内で市長が定める額
※ 能率給は、三次市全体の農地利用の最適化の成果に基づき支給を決定するもので、支給を保証するものではありません。

2 主な活動内容

- (1) 農地利用の最適化（担い手への農地の集積・集約化，耕作放棄地の発生防止・解消並びに新規参入の促進等）に伴う現地調査及び指導等
 - ・ 地域計画に係る意向把握や地域の農業者等の話し合いへの参加
 - ・ 農地の出し手・受け手へのアプローチによる農地利用の集積・集約化の推進
 - ・ 農地利用状況調査，農地利用意向調査・指導等
- (2) 農地中間管理機構との連携
- (3) 農地の権利移動，転用の許可等に関連する現地調査（主として実施する農業委員と協力して実施）
- (4) 農家からの相談対応及び農家への助言・指導
- (5) 研修会への出席
- (6) 農業委員との連絡調整

3 秘密保持義務

職務上知り得た情報は、在職中だけでなく退任後も漏らしてはなりません。

4 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と見識を有する方。ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 募集方法

- (1) 法人その他の団体又は個人による推薦
- (2) 個人による応募

6 推薦の手続

推進委員を推薦しようとする法人その他の団体又は個人は、所定の申込書に必要事項を記入の上、持参又は郵送により、農業委員会事務局へ提出してください。（ファックス、電子メール等による申込みはできません。）

- (1) 法人その他の団体が推薦する場合・・・様式第1号の申込書に記入
- (2) 個人が推薦する場合・・・様式第2号の申込書に記入

7 応募の手続

推進委員の募集に応募しようとする方は、所定の申込書に必要事項を記入の上、持参又は郵送により、農業委員会事務局へ提出してください。（ファックス、電子メール等による申込みはできません。）

- ・ 様式第3号の申込書に記入

8 推薦・応募の受付期間

令和7年10月17日（金）から令和7年11月18日（火）まで【必着】

- ・ 申込書を持参される場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

9 募集案内及び申込書の入手方法

募集案内及び申込書は、三次市ホームページからダウンロードできます。また、次の窓口に募集案内及び申込書を備え付けています。（募集案内及び申込書の配布は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで）

- (1) 三次市産業振興部農政課（三次市役所本館4階）
- (2) 三次市農業委員会事務局（三次市役所本館4階）
- (3) 各支所

10 選考方法

書類審査のほか、原則として面接を実施し、選考します。【面接は、令和8年1月15日（木）を予定しています。】

1 1 選考結果の通知

選考結果は、令和 8 年 3 月中旬頃（予定）を目途に、推薦者及び応募者へ文書により通知します。

1 2 申込者等に関する情報の公表

受付期間中（令和 7 年 10 月下旬頃）及び期間の終了後（11 月下旬頃）三次市ホームページに、申込者等に関する次の内容を公表します。

- (1) 推薦又は応募する地区
- (2) 推薦をする者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別
- (3) 推薦をする者（法人その他の団体）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員の資格並びに性格を明らかにする事項
- (4) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦をする者が推薦を受ける者を三次市農業委員に推薦しているか否かの別又は応募する者が三次市農業委員に応募しているか否かの別

1 3 注意事項

- (1) 提出された申込書は、返却しません。
- (2) 推薦又は応募に係る経費は、全て推薦者又は応募者の負担となります。
- (3) 申込書に記入された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関等に対して照会することがあります。
- (4) 同一の者が、同時に、農地利用最適化推進委員及び農業委員に推薦され、又は応募することができますが、重複して任命又は委嘱することはありません。

1 4 申込書の提出先・問合せ先

〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号

三次市農業委員会事務局（市役所本館4階）

電話 0824-62-6193

別表（推進委員の募集地区）

地 区	区 域	定数
三次北地区	三次町，三原町，日下町，穴笠町，西河内町，東河内町，小文町，山家町，栗屋町	2人
三次中地区	十日市中一丁目～十日市中四丁目，十日市東一丁目～十日市東六丁目，十日市南一丁目～十日市南七丁目，十日市西一丁目～十日市西六丁目，十日市町，後山町，四拾貫町，畠敷町，南畑敷町，西酒屋町，東酒屋町	3人
三次西地区	青河町，上志和地町，下志和地町，上川立町，下川立町，秋町	2人
三次東地区	和知町，向江田町，高杉町，廻神町，江田川之内町，塩町，大田幸町，小田幸町，糸井町，志幸町，木乗町，海渡町，三若町，石原町，有原町，上田町	4人
君田地区	君田町	2人
布野地区	布野町	2人
作木地区	作木町	2人
吉舎地区	吉舎町	3人
三良坂地区	三良坂町	2人
三和地区	三和町	4人
甲奴地区	甲奴町	3人

【参考1】「農業委員会等に関する法律」

1 農業委員会業務の重点化

- 「農地等の利用の最適化の推進」として、農業委員会が、農地流動化や農地の有効利用の推進に取り組んでいくことが義務付けられます。

2 農業委員の選出方法

- 農業委員の選出方法は、市長が議会の同意を得て任命をします。
- 認定農業者（準ずる者を含む）を委員の過半数とすること、農業委員会の事務に関して利害関係のない方を含めることが必要になります。また、年齢・性別等のバランスへの配慮が求められています。

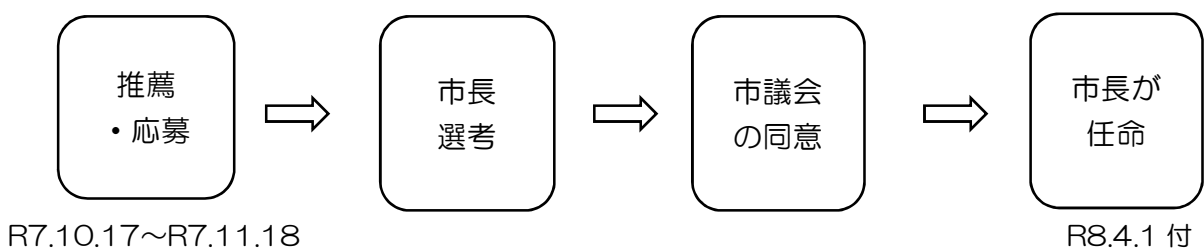
3 農地利用最適化推進委員の選出方法

- 農業委員会の決議を経て、農地利用最適化推進委員の委嘱（担当区域ごとに定数を設定）をします。
- 農地等の利用の最適化の推進と熱意と見識を有すること。また、年齢・性別等のバランスへの配慮が求められています。

☆ 推進委員の募集と同時に、「農業委員」の募集を行います。詳しくは、農業委員の募集案内をご覧ください。

【参考2】農業委員及び農地利用最適化推進委員の選任の流れ

《農業委員》



《農地利用最適化推進委員》

